平成２２年（フ）第５６９号
奈良県生駒市東生駒月見町132番地３
債務者　髙木　和子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
奈良県桜井市大字桜井904番地の２
債務者　近本　俊二
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
住居所不定、最後の住所鳥取県鳥取市大覚寺77番地40　竹内住宅３号
債務者　生田　　勝（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
鳥取県鳥取市的場２丁目77番地１　メゾンリヴェール301号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂東１丁目11－６
債務者　澤　　達浩（旧姓岡垣）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
鳥取県西伯郡伯耆町遠藤137番地32
債務者　林　惠津子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２１５号
山口県下関市宝町９番５号
債務者　西中　久代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
山口県下関市上条町５番５号
債務者　長田みちる
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
山口県下関市新地西町10―17　ワタベビル704号、外国人登録原票上の住所山口県下関市神田町２丁目３番21号
債務者　富田雄一こと　鄭　　雄一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
山口県下関市長府侍町２丁目６番６号
債務者　梶山惠美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
山口県下関市丸山町１丁目10番５号
債務者　井上　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
山口県下関市竹崎町２丁目６番３―211号
市営竹崎改良住宅５
債務者　永田　道子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
福岡県中間市中央３丁目16番28号
債務者　石田　輝一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０６３号
福岡県中間市中央３丁目16番28号
債務者　石田　眞弓
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８１号
北九州市小倉北区金田１丁目１番７―806号
債務者　仮屋園千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５１号
大分市大字宮崎1548番地の90
債務者　北原　克之
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５０７号
大分市大字猪野957番地の２ブルースカイワン明野２番館406
債務者　田村　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１６号
大分市明野北４丁目８番Ａ―606号
債務者　三重野京子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１７号
大分市明野北４丁目８番Ａ―606号
債務者　三重野　舞（旧姓葛城）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係